

性的指向及び性自認の多様性尊重推進委員会の設置について

令和5年10月5日

総長 裁定

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言の趣旨を踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を増進し、差別や偏見のない環境を実現するため、性的指向及び性自認の多様性尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学における性的指向や性自認の多様性尊重に係る基本方針及びガイドラインの策定その他性的指向及び性自認の多様性尊重の推進に係る必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、総長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

(1) 総長が指名する理事、副学長又は執行役

(2) その他総長が必要と認めた本学の教職員

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に、任務に係る特定の事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、本部関係各課及び関係部局の協力を得て、本部学務課において処理する。

(補則)

第10条 この裁定に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和5年10月5日から実施する。